

令和5年7月20日

自治会町内会長各位

政策局大都市制度推進本部室長
南 区 長

令和5年度特別市制度説明会の開催について

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向けて取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供できるようになります。

特別市制度を実現するためには、市民の皆様には特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。

そこで、特別市に関する理解促進、実現に向けての機運醸成のため、自治会町内会の皆様を対象に、下記のとおり説明会を開催いたします。お手数をおかけしますが、各自治会町内会の参加者の取りまとめにつきまして、御協力をお願いします。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

1 開催概要

- (1) 日時 10月3日（火） 14時～15時30分（13時45分開場）
- (2) 場所 みなみん（南公会堂）
- (3) 内容 山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象 **自治会町内会の皆様**

※より多くの方に「特別市」について知っていただきたいため、**各自治会町内会から2～3名の出席**をお願いします。

2 依頼事項

各自治会町内会で参加者を取りまとめていただき、**9月1日（金）まで**にお申し込みをお願いします。

3 申込方法及び提出先

申込用紙に必要事項を記入して、電子メールまたはFAXで提出してください。

【提出先】南区役所 区政推進課 企画調整係

○FAX：341-1240

○電子メール：mn-kikaku@city.yokohama.jp

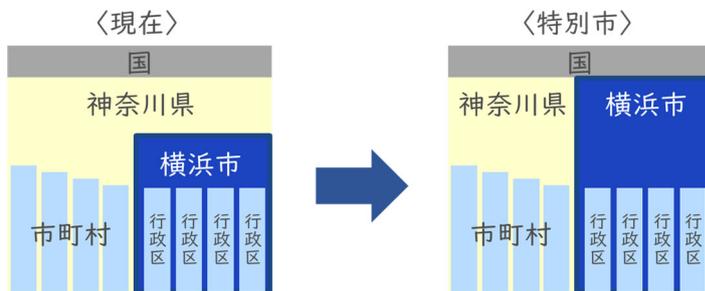
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

＜特別市のイメージ＞

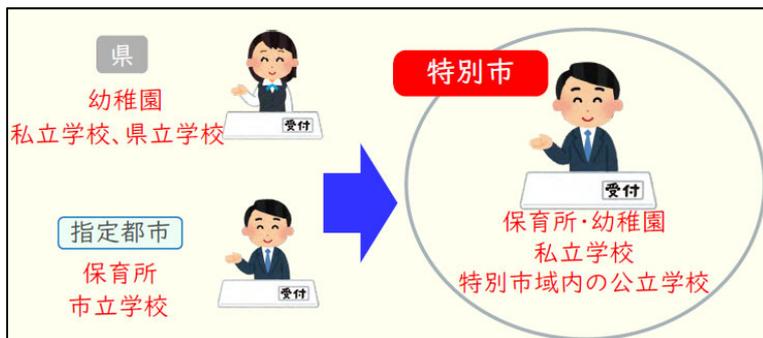


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

令和5年度 特別市制度説明会

日時 10月3日(火) 14時開始(13時45分開場)

15時30分終了予定

場所 みなみん(南公会堂)

《 申込用紙 》

提出先:南区区政推進課

メール:mn-kikaku@city.yokohama.jp

FAX :341-1240

自治会町内会名 _____

	お名前	役職・活動など
1		
2		
3		

※ 特別市について、御意見、御質問がある場合は御記入をお願いします。
